

## 29. 那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

令和 5 年 12 月 25 日  
条例 第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、那覇市議会議員(以下「議員」という。)が、会議等の長期欠席をした場合における議員報酬及び期末手当の支給並びに逮捕等を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに政務活動費の交付について、那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 20 年那覇市条例第 34 号。以下「報酬等条例」という。)及び那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年那覇市条例第 3 号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 次に掲げるものをいう。

ア 那覇市議会の定例会及び臨時会の本会議

イ 那覇市議会委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 83 号)に基づき設置された委員会の会議

ウ 那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号)第 106 条に規定する委員の派遣

エ 那覇市議会会議規則第 166 条第 1 項に規定する協議等の場の会議

オ 那覇市議会会議規則第 168 条第 1 項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 負傷、疾病、これらによる療養等により、90 日を超えて会議等に、出席できなくなった場合をいう。

(3) 逮捕等 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分

(長期欠席及び復帰に係る届出)

第 3 条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書により議長に届け出なければならない。この場合において、自らが届け出ることが困難なときは、代理人(3 親等内の親族に限る。)をもって届け出る

ことができる。

- 2 議員は、前項の規定による届出をした後、会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書により議長に届け出なければならない。
- 3 議員は、前2項の規定による届出の際には、医師が記載した証明書等を添えなければならない。

#### (議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき議員報酬の額に、次の各号に掲げる会議等を欠席した期間の日数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 91日以上180日以下 100分の75
- (2) 181日以上270日以下 100分の50
- (3) 271日以上365日以下 100分の25
- (4) 366日以上 100分の0

- 2 前項の規定は、議員が、会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、会議等に出席した日又は前条第2項の規定による届出のあった日のいずれか早い日の前日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。
- 3 減額した議員報酬を支給する場合において、第1項の規定により適用される割合が月の中途において異なることとなる場合の議員報酬の額は、その減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

#### (期末手当の減額)

第5条 報酬等条例第4条第1項に規定する基準日(以下この条及び第8条において「基準日」という。)の前6月以内の期間において長期欠席があるときの期末手当の額は、報酬等条例第4条の規定にかかわらず、基準日の前6月の期間の現日数を基礎として、当該基準日の前6月以内の期間における長期欠席の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

#### (適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が会議等を欠席したときは、当該欠席に係る期間は、長期欠席の日数に含まない。

- (1) 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(昭和 47 年那覇市条例第 41 号)の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害

- (2) 議員の出産(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項又は第 2 項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合

(議員報酬の支給停止)

- 第 7 条 議員が、逮捕等を受けたときは、報酬等条例第 2 条の規定にかかわらず、当該逮捕等を受けた日から釈放の日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)、当該逮捕等期間に係る議員報酬の支給を停止する。
- 2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給を停止できないときは、当該月の翌月の議員報酬から当該支給を停止すべき額を差し引く。ただし、翌月の議員報酬から差し引くことができないときは、この限りでない。
  - 3 前 2 項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、逮捕等期間の日数に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の支給停止)

- 第 8 条 基準日の前 6 月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、議員報酬等条例第 4 条の規定にかかわらず、期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬又は期末手当の支給)

- 第 9 条 前 2 条の規定により支給を停止されていた議員報酬又は期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。その該当することとなった日において議員の職を辞している者についても、同様とする。
- (1) 公訴を提起しない処分があったとき。
  - (2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬又は期末手当の不支給)

第10条 第7条又は第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬又は期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪判決が確定したときは、これを支給しない。

(端数計算)

第11条 この条例の規定により計算した議員報酬又は期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額等の効力)

第12条 この条例の規定により議員報酬又は期末手当を減額、支給停止又は不支給とされた議員が、再び議員の職を得たときは、当該減額、支給停止又は不支給の効力は、新たな任期には及ばない。

(政務活動費の不交付)

第13条 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定にかかわらず、月の初日(議員の任期が開始した日の属する月にあつては、当該任期の開始した日)が逮捕等期間又は支給を停止され、又は不支給とされた期間中であるときは、当該議員に対する当該月の政務活動費(当該議員が所属する会派に対する政務活動費のうち当該議員分に相当する部分を含む。)は、交付しない。

2 前項の規定により交付しないこととする政務活動費のうち既に交付されたものがあるときは、当該交付を受けた議員又は会派は、これを返還しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に支給される議員報酬及び期末手当並びに同日以後に交付される政務活動費について適用する。

(那覇市議会議員政治倫理条例の一部改正)

2 那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議員報酬の支給停止)</p> <p>第 19 条 議員が、第 17 条第 1 項各号に掲げる罪の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、<u>別に定める条例</u>により、議員報酬の支給を停止する。</p>	<p>(議員報酬の支給停止)</p> <p>第 19 条 議員が、第 17 条第 1 項各号に掲げる罪の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、<u>那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(令和 5 年那覇市条例第 45 号)の定めるところ</u>により、議員報酬の支給を停止する。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

### 【制定理由】

那覇市議会議員が、会議等の長期欠席をした場合における議員報酬及び期末手当の支給並びに逮捕等を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに政務活動費の交付について、那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の特例を定めるため。